

愛知県災害廃棄物処理計画の策定検討について（報告事項）

環境部では、近い将来の発生が予測されている南海トラフ地震等の大規模災害時において、県民生活及び産業活動の早期復旧・復興を図ることを目的とし、大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための「愛知県災害廃棄物処理計画」の策定検討を進めている。

なお、国においては、東日本大震災で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成26年3月に、「災害廃棄物対策指針」を策定しており、本計画は当該指針を踏まえるものとしている。

〔東日本大震災(平成23年3月11日発災)〕

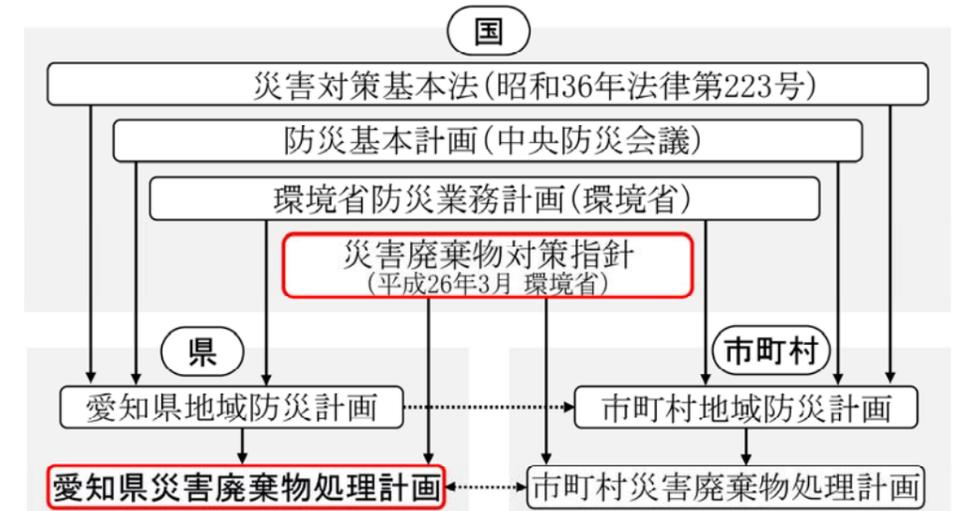
区分	災害廃棄物等発生量(千トン)	処理期間
岩手県	6,234	平成26年3月まで
宮城県	19,509	平成26年3月まで
福島県	およそ4,000	継続中
3県計	およそ30,000	———

※ 福島県は避難区域を除く。

1 災害廃棄物対策指針〔環境省 平成26年3月策定〕の概要

- 県及び市町村における災害廃棄物処理計画の策定に資するため、東日本大震災の経験を踏まえ策定。
- 県及び市町村は、それぞれ地域防災計画を踏まえつつ、想定される災害に対して、発災前の業務、発災後の応急対応、復旧復興対策等に必要な事項を取りまとめた災害廃棄物処理計画を作成。また、県処理計画と市町村処理計画は整合を図る。
- 対象とする災害は、地震災害及び風水害、その他自然災害。

〔災害廃棄物処理計画の位置付け〕



2 計画策定に向けた具体的取組①〔平成27年7月公表〕

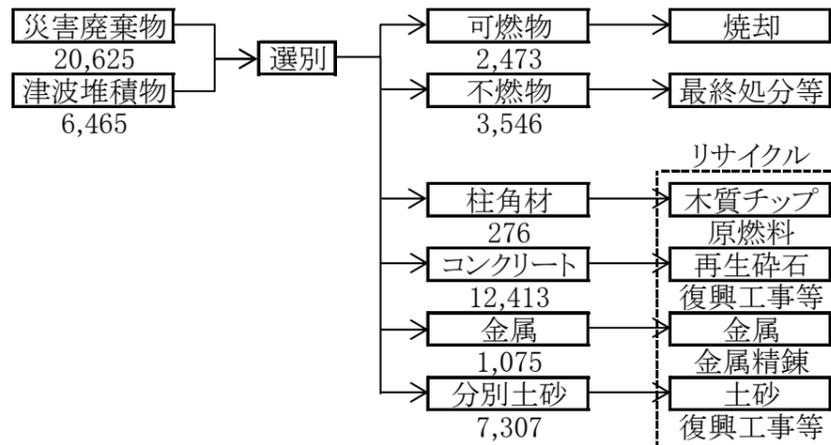
(1) 災害廃棄物発生量の推計

- 南海トラフ地震を想定して推計
- 全壊・焼失、半壊、床上床下浸水を対象に算出
[単位：千トン]

合計	災害廃棄物	津波堆積物
27,090	20,625	6,465

〔処理フロー〕

[単位：千トン]



(2) 焼却施設・最終処分場の処理可能量の推計

[単位：千トン]

区分	発生量	既存施設で処理可能な量	既存施設で処理しきれない量
焼却施設 〔可燃物の焼却〕	2,473 [100%]	1,720 [70%] ※処理期間3年を想定	753 [30%]
最終処分場 〔不燃物の埋立〕	3,546 [100%]	2,407 [68%]	1,139 [32%]

広域処理体制の検討

個別市町村で処理できない災害廃棄物について、まず周辺市町村との連携による処理を検討し、次に全県での処理や、更には、県域を超える広域処理体制を国とともに検討

(3) 仮置場の必要面積の推計

[単位：ha]

必要な仮置場面積※	確保済みの仮置場面積	不足する仮置場面積
338～380 [100%]	228 [60～67%]	110～152 [33～40%]

※仮置場での保管高さを災害廃棄物は5m、津波堆積物は5～10mと幅を持たせて設定

仮置場の検討促進

市町村が事前に仮置場候補地を確保すべく、既存の衛生写真データから抽出したオープンスペース一覧を市町村に配布し検討を促進

〔地域ブロック案〕

